

平成28年度

残薬整理事業支援補助金

評価表 NO.

21

| | | | | | | | | |
|------------------|--|---|--------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 所管部課名 | 市民健康課 | 担当者 | 中園 | | | | | |
| 事務事業名 | 残薬整理事業費 | | | | | | | |
| 根拠法令 | 残薬整理事業支援補助金交付要領 | | | | | | | |
| 補助経過年数 | 1年以上5年以下 | | | | | | | |
| 平成28年度 予算額 | 国県支出金 | 一般財源 | その他 | その他の内容 | | | | |
| | 400 千円 | 千円 | 400 千円 | 千円 | | | | |
| | 指標名 | 目標値 | 目標年度 | | | | | |
| 成果指標① | お薬手帳の購入部数 | 38,000 部 | 平成33年度 | | | | | |
| 成果指標② | お薬手帳カバーの購入部数 | 9,000 部 | 平成33年度 | | | | | |
| 補助対象者 | 川内薬剤師会の保険薬局 | | | | | | | |
| 補助対象経費 | お薬手帳及びお薬手帳カバーの購入に要する経費 | | | | | | | |
| 補助対象事業・活動の内容 | 川内薬剤師会会員が、適正な薬物治療の管理並びに再活用を推進するために、お薬手帳を購入して配布するものである。 | | | | | | | |
| | 分類 | <input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | |
| 補助金額又は補助率 | 事業費の3分の2に相当する額又は予算措置額のうちいずれか少ない額 | | | | | | | |
| 上記項目の積算方法 | 同上 | | | | | | | |
| 補助を受ける3年間の決算状況等の | 項目 | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | |
| | | 金額 (円) | 割合 (%) | 金額 (円) | 割合 (%) | 金額 (円) | 割合 (%) | |
| | 収入 | 自己資金 | 0 | | 507,824 | 55.9% | 467,658 | 53.9% |
| | | 会費収入 | | | 225,400 | 24.8% | 206,568 | 23.8% |
| | | 事業収入 | | | 282,424 | 31.1% | 261,090 | 30.1% |
| | | 寄付金・その他助成 | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | 市補助金 | | | 400,000 | 44.1% | 400,000 | 46.1% |
| | | (前年度繰越金) | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | 計 | 0 | | 907,824 | 100.0% | 867,658 | 100.0% |
| | 支出 | 事業費 | | | 907,824 | 100.0% | 867,658 | 100.0% |
| | | 人件費 | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | その他事務費 | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | (翌年度繰越金) | | | | 0.0% | | 0.0% |
| | | 計 | 0 | | 907,824 | 100.0% | 867,658 | 100.0% |
| | 支出計/前年度支出計 | | | | | | 95.6% | |
| 自己資金/前年度自己資金 | | | | | | 92.1% | | |
| 翌年度繰越金/市補助金 | | | | 0.0% | | 0.0% | | |
| 交付件数 | 0 件 | | 1 件 | | 1 件 | | | |
| 成果指標の推移① | | | 35,030 | | 38,430 | | | |
| 成果指標の推移② | | | 5,850 | | 9,500 | | | |
| 特記すべき事項等 | 【前回評価】なし(平成26年度創設) 【費用対効果】医療施策の円滑な実施 【補助事業以外の事業】学校薬剤師、薬局休日当番事業 | | | | | | | |

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

| 要件 | 項目 | 評価 | 評価した内容についての説明 |
|----------|--|----|--|
| 公益性 | 補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。 | A | 補助事業者による薬物治療の指導や残薬整理の指導を行うことは市民福祉の向上に寄与している。 |
| 必要性 | 次のいずれかに該当するものである。 | A | ①に該当。 本市における唯一の薬剤師の団体であり、各医療機関との連携も図ることができる。 |
| | ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 | | |
| | ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。 | | |
| 有効性 | 達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。） | A | 補助事業者による「お薬手帳」の配布は、薬物の正しい服用について市民の意識啓発につながるものであり有効である。 |
| 適格性及び妥当性 | ① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。 | A | 補助事業者による専門的指導を行うことが妥当である。 |
| | ② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準） | A | 交付要領第3条に規定しており、妥当な補助額である。 |
| | ③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。 | B | 薬物の正しい服用や残薬整理について市民への啓発活動を支援する必要がある。 |
| | ④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。 | A | 各公立小中学校及び幼稚園の学校薬剤師として、水質等の学校環境衛生に係る検査を行うなど公益性が認められる。 |
| | ⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。 | A | 補助事業者による専門的活動を支援するため、財政的支援が最善の手段である。 |
| | ⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。 | B | 交付要領第4条に明確に規定しており、薬物治療の指導等に用いるためのものである。 |

〈補助金の見直し結果〉

| | | | |
|------------|---|--------|---|
| 内部評価（一次）結果 | ≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。 | 外部評価結果 | ≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い |
| | ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ | | ≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫ |

残薬整理事業支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる残薬整理事業支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 残薬整理事業支援補助金に係る補助事業等は、薬物治療における重複処方や飲み忘れ等で生じた残薬の整理及び危険な相互作用を防止するため、お薬手帳及びお薬手帳カバーの普及に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 残薬整理事業支援補助金の額は、次条に定める補助対象経費の3分の2に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 残薬整理事業支援補助金は、川内薬剤師会の保険薬局がお薬手帳及びお薬手帳カバーの購入に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 残薬整理事業支援補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 残薬整理事業支援補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) お薬手帳及びお薬手帳カバーの購入計画表（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 残薬整理事業支援補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の補助事業等の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、残薬整理事業支援補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 残薬整理事業支援補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) お薬手帳及びお薬手帳カバーの購入実績表（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 残薬整理事業支援補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、

次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) お薬手帳の購入部数
- (2) お薬手帳カバーの購入部数

(補助事業者等の責務)

第9条 残薬整理事業支援補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の医療施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。